

画質

High Resolution

画角・サイズ

5:4

W4,800×H3,840mm



博多日光 3D ビジョン



HaKaTa NIKKO 3D VISION

博多駅前に博多初となる
飛び出す 2 面 3D 動画広告を中心には
最新DX技術を駆使した
大型「への字型」LED ビジョンが登場！
博多に新たな注目スポットが出現！！！

設置場所



媒体情報

住 所	福岡市博多区博多駅東 2-5-37		
放映時間	7:00 ~ 24:00 / 17 時間		
画面仕様	4 mm ピッチ LED SMD 仕様		
画面 A1 面 : W3,840mm × H2,880mm	11.06 m ²	画面 C1 面 : W3,840mm × H3,840mm	14.75 m ²
画面 B2 面 : W4,800mm × H2,880mm	13.82 m ²	画面 D2 面 : W4,800mm × H3,840mm	18.43 m ²
音 声 有	BOSE 音響システム		
納品素材	Mov、MP4		

サーキュレーション概要

種別	平日平均	土日平均	備考
歩行者通行量	約 1,150,000 人 / 月	約 450,000 人 / 月	通勤者・ホテル客・学生
ドライバー + 社内乗客	約 850,000 人 / 月	約 350,000 人 / 月	筑紫通り車線（信号待ちあり）
合計想定リーチ	約 2,000,000 人 / 月	約 800,000 人 / 月	屋外広告としては高密度

※福岡市が定期的に実施している「博多駅周辺 歩行者交通量調査」の最新データをもとに算出しています。

セールスポイント

博多駅徒歩 3 分の交差点角地に設置された【大型 3D ビジョン】

- ◆ 視認性抜群：2 方向からの視差を生かした“飛び出す映像”
- ◆ 博多駅徒歩圏の一等地で高密度な交通・人流
- ◆ 滞留率の高い交差点に面し、広告接触時間が長い
- ◆ ビジネス / 観光 / 学生 / 生活者の混在による幅広い層へのリーチ
- ◆ 朝・夕の通勤時間帯に特に強いアプローチが可能
- ◆ 夜間も人通りが絶えず、深夜まで広告効果あり
- ◆ インパクトと話題性で SNS 拡散を狙える注目スポット

動画		仕様	
入稿ファイル	Mp4、500MBまで	ビットレート	10Mbps以下
解像度	放映パターンを参照	オーディオ	48khz/16bit
フレームレート	29.97fps		

静止画		仕様
入稿ファイル	JPEG、PING	
解像度	100dpi	

概要	内 容		
放映時間	7:00～24:00	画面サイズ	W4800mm×H3840mm
基本放映期間	金曜から翌週木曜までの1週間	申込締切	放送開始日の7営業日前まで



動画制作 / 編集		内 容	
項目	内容	スタイル	料金
◆動画制作費	2D 動画制作	おまかせ動画制作	120,000～
		オリジナル動画制作	250,000～
	3D 動画制作	オリジナル動画制作	3,500,000～
※価格は画像撮影、コンテンツ制作、特殊画像処理等により、変動致します			
◆ビジョンサイズ編集	編集費	放映サイズに編集	50,000～
◆入稿内容変区	1回当たり	放映内容の差替え	12,000～

「価格は全て税別表示です」

プラン別価格表	プラン名	期間	3回 / 時間(51回 / 日)	6回 / 時間(102回 / 日)	12回 / 時間(204回 / 日)
15秒一般企業枠	画面A(1面)	週		60,000	90,000
メインビジョン小	2週間			108,000	162,000
	1ヶ月			180,000	270,000
	3ヶ月			450,000	675,000
	6ヶ月			761,000	1,141,000
	1年			1,400,000	2,100,000
30秒一般企業枠	画面B(2面)	週	90,000	135,000	203,000
メインビジョン小 +サブビジョン小	2週間	162,000	243,000	365,000	
	1ヶ月	271,000	406,000	608,000	
	3ヶ月	678,000	1,015,000	1,520,000	
	6ヶ月	1,145,000	1,714,000	2,567,000	
	1年	2,109,000	3,157,000	4,729,000	
15秒一般企業枠	画面C(1面)	週		80,000	120,000
メインビジョン大	2週間			144,000	216,000
	1ヶ月			240,000	361,000
	3ヶ月			600,000	903,000
	6ヶ月			1,013,000	1,525,000
	1年			1,866,000	2,809,000
30秒一般企業枠	画面D(2面)	週	120,000	180,000	270,000
メインビジョン大 +サブビジョン大	2週間	216,000	324,000	486,000	
	1ヶ月	361,000	541,000	810,000	
	3ヶ月	903,000	1,353,000	2,025,000	
	6ヶ月	1,525,000	2,285,000	3,423,600	
	1年	2,809,000	4,209,000	6,318,000	

- テナント・地元企業優待枠：上記設定価格の 10% off 地元企業は福岡県内に本社を有する企業とします
- 行政 / 公的団体枠：上記設定価格の 50% off ただし、放映の時間回数指定無しで事業者一任の場合は無料とします
- エンタメ / イベント 7日間限定プラン：上記設定価格の 50% off

日時限定の催し物（映画・コンサート・演劇・イベント等）

※上記は放映料金の一部です 詳細な広告放映料金についてはお問合せください

※編成費として別途 10,000 円（税別）頂戴致します（素材数が 3 種類以上の場合は別途ご相談）

□お問合せ先

○日光製缶株式会社株式会社（担当：有松・初瀬）Tel.06-4305-1000

○テスコムデジタルソリューション（担当：藤原・王）Tel.078-995-9278



博多日光 3D ビジョン WEB サイト

運用規約・放映基準

・運用規約

- ①放映開始前に「クライアント審査」「放映素材審査」がございます。審査結果によっては放映出来ない場合もございます。
- ②放映素材の入稿締切は放映開始日の7日前とさせていただきます。
- ③当局の指導により、24時以降は音声がありません。予めご了承ください。
- ④弊社の責に帰す事故等による運転休止または特別放映等の場合により、予定放映回数が実施できない場合は補填放映を実施することで保証放映回数を保証し、これを履行したものと致します。
- ⑤弊社放映基準に抵触する内容に関しましては、放映をお断りする場合がございます。放映開始後に抵触していることが判明した場合も同様です。
- ⑥天災事故等弊社の責に帰さないやむを得ない事情により、媒体そのものの運用に物理的もしくはシステム的な障害が発生した場合、放映が中止される場合がございます。
- ⑦放映開始時に下記放映基準をクリアしていたとしても、その後の事情により広告主様もしくは広告商品に反社会的な事件もしくは事故が発生し、当該媒体自体及び当該媒体で放映する他の広告に悪影響を及ぼすことが推定される場合、放映を中止する場合がございます。
- ⑧前4～6項の場合、いただいた放映料金等一切の金銭の返金ができませんのでご了承ください。

・放映基準:

1. 以下の各号の一に該当するものは放映を禁止します

- ①公序良俗に反するものの、児童・青少年の人格形成や習慣に悪影響を及ぼすもの等、社会通念上放送できないと認められるもの。
- ②通行人等に不快の念を与える表現や、広告主が明らかでなく責任の所在が不明確なものなど、広告表現上不適当と認められるもの。
- ③政治的、思想的意図のあるものや寄付募集、宗教活動、暴力団等の特殊な結社団体に関わるもの。(公職選挙法などで認められているものを除く)
- ④一部風俗営業や権利関係取引の実態が不明確な業種(マルチ商法、靈感商法等)
- ⑤医療・医薬品・医療器具・化粧品などの広告で、医師法・医療法・薬事法などに触れる恐れのあるもの、その他法令等により放映を禁止されているもの。
- ⑥他の媒体(テレビ放送、PRビデオ、CM等)のために制作された映像で、著作権などの権利関係が明確に処理されていないもの。
- ⑦皇室、王室、元首、国旗、オリンピックや国際的な博覧会、大会などのマーク、標語、呼称、個人名、企業名、団体名、写真、新聞記事、談話および商標、著作物などを無断で使用しているもの。
- ⑧視聴者が通常感知し得ない方法によって、何らかのメッセージの伝達を意図する手法。(サブリミナル的表現手法等)
- ⑨国際条例、国内法規、景品表示法、独占禁止法に違反するもの。
- ⑩虚偽、または誤解されるおそれがあるもの。(最高、最大級の表現、断定的、効果・効能の表現、比較または優位性の表現を確実な事実の裏付がなく使用したもの。)
- ⑪その他、弊社が不適当と認めるもの。
- ⑫上記の規定にない事項については「日本民間放送連盟放映規約」を準用いたします。

2. 業種・商品別の表示規制等

①不動産広告:

- (1)公正競争規約による表示規制。
- (2)投げ売り、特売、早い者勝ち等、契約を急がせる表示は認めない。「先着順」は手続き説明であり、これに当たらない
- ②コンタクトレンズ:「コンタクトレンズは必ず眼科医の処方により、正しくご使用下さい。」等の主旨の表示が必要。
- ③医薬品:「使用上の注意をよく読んで、正しくお使いください。」等主旨の表示が必要。「痩せる」「治る」「軽くなる」等効能の約束表示は出来ない。
- ④病院・医療機関:医療法(6条医業、歯科医業又は助産師の業務等の広告、69条医業等に関する広告の制限、70条広告することができる診療科名)および、厚生労働省告示に規定する事項以外は原則として表示できない。なお「美容・整形外科」についても、医療法・厚生労働省告示の主旨による。
- ⑤ギャンブル:過度に射幸心を煽る内容・表現の物は認めない。
- ⑥銀行・信販カード:キャッシング機能表示は事前に要相談。
- ⑦消費者金融(サラ金、まち金類)の広告は認めない
- ⑧紙巻きたばこ:財務省告示によるものとし、原則認めない。ただし、マナー広告は審査の上承認する。
- ⑨人材募集:労働基準法、その他関係法令を遵守しないものは認めない。
- ⑩宗教・宗派:

(1)宗教施設や行事の案内に限り審査の上承認する。

(2)教義・經典の類、布教を目的とするもの及び他の宗教・宗派に対して言及(批判・中傷等)するものは認めない。

(3)教団・教祖等が発行する出版物については宣伝の内容を審査の上承認する。

⑪風俗営業:キャバレー、特殊浴場、ストリップ劇場、ラブホテル(ファッショナブルホテル)、アダルトショップ、ファッショナムツサージ、個室ビデオ等及び風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に定める性風俗関連特殊営業については掲出を認めない。

⑫タイアップ広告・連合広告:表示内容等は事前に要相談。関連性・企画性があり、統一されたものであれば審査の上承認する。

⑬意見広告:原則として意見発表の場としない。例えば、国内世論が大きく分かれている問題については、賛否両論とも取り扱わない。

⑭出版広告:原則として市販されている書籍・雑誌の広告を対象とし、その表現内容について下記項目により審査する。

- (1)虚偽もしくは不正確な表現で、事実と誤認される恐れのある表現がないかどうか。
- (2)法規に抵触する恐れのある表現はないかどうか。
- (3)犯罪を示唆したり暴力を礼賛するなど、社会的に悪とみなされるものを推奨または肯定する表現がないかどうか。
- (4)出版広告の形式をとりながら選挙の事前運動などの売名行為が主な目的ではないかどうか。
- (5)性に関する表現が、露骨または挑発的ではないかどうか。
- (6)痴漢などの性犯罪を誘発・助長するような表現はないかどうか。
- (7)男女の別なく不快の念をもたらす表現はないかどうか。
- (8)性犯罪を興味本位に取り上げた表現はないかどうか。
- (9)児童や未成年の性行動に関する表現はないかどうか。
- (15)アルコール飲料:未成年者の飲酒禁止の文言を表示すること。(お酒は20歳を過ぎてから)
- (16)競合の排除:ビルテナントと同業種の「クリニック」「コンビニ」「英会話教室」等の業種は原則認めない。